(図2)一元化の法体系のイメージ(案)

〇食品表示に関して「食品一般」を対象としている法律

し良品表示に関して「良品一般」を対象としている法律 			
食品衛生法	JAS法	健康増進法	
目的 飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図る	目的 農林物資の品質の改善、生産の合理 化、取引の単純公正化及び使用又は 消費の合理化を図るとともに、農林物 資の品質に関する適正な表示を行わ せることによって一般消費者の選択に 資する	目的 国民の栄養の改善その他の国民 の健康の増進を図るための措置を 講ずることにより、国民保健の向上 を図る	
		〇 特別用途表示の許可(第26条)	
○ 販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 (第19条)	製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13)品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)	○ 栄養表示基準の策定及び当該 基準の遵守 (第31条、第31条の2)	新法へ
等	等	等	j /
○ 食品、添加物、容器包装等の 規格基準の策定、規格基準に 適合しない食品等の販売禁止 等○ 都道府県知事による営業の許 可等	○ 日本農林規格の制定○ 日本農林規格による格付等	○ 基本方針の策定○ 国民健康・栄養調査の実施○ 市町村等による生活習慣相談及び保健指導の実施等○ 受動喫煙の防止等	<u>/</u>